

## 第1回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第 1 号 いちき串木野市サテライトオフィス設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 2 号 生福交流センターの指定管理者の指定について
- 第 3 議案第 3 号 冠岳交流センターの指定管理者の指定について
- 第 4 議案第 4 号 照島交流センターの指定管理者の指定について
- 第 5 議案第 5 号 旭交流センターの指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 6 号 荒川交流センターの指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 7 号 川南交流センターの指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 8 号 川北交流センターの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 9 号 川上交流センター等の指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 10 号 本浦交流センターの指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 11 号 中央交流センターの指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 12 号 上名交流センターの指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 13 号 野平交流センターの指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 14 号 土川交流センターの指定管理者の指定について
- 第 15 国特予算議案第 3 号 令和 4 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 16 介特予算議案第 3 号 令和 4 年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 17 後特予算議案第 3 号 令和 4 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 18 議案第 15 号 町の区域の設定及び変更について
- 第 19 議案第 16 号 いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 17 号 いちき串木野市総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 予算議案第 8 号 令和 4 年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 22 議案第 18 号 いちき串木野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 23 議案第 19 号 いちき串木野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 24 議案第 20 号 いちき串木野市児童館条例を廃止する条例の制定について
- 第 25 議案第 21 号 いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第 22 号 いちき串木野市子ども・子育て会議条例及びいちき串木野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第 23 号 いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第 24 号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

- る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第25号 いちき串木野市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第31 議案第27号 市道の認定について
- 第32 議案第28号 いちき串木野市地方卸売市場条例及びいちき串木野市特別会計設置条例を廃止する条例の制定について
- 第33 議案第29号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 予算議案第1号 令和5年度いちき串木野市一般会計予算
- 第35 国特予算議案第1号 令和5年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第36 介特予算議案第1号 令和5年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第37 後特予算議案第1号 令和5年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第38 水道予算議案第1号 令和5年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第39 下水道予算議案第1号 令和5年度いちき串木野市下水道事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

本会議第4号（3月7日）（火曜）

出席議員 15名

1番	西田憲智君	10番	東育代君
2番	田畑和彦君	11番	中里純人君
3番	高木章次君	12番	竹之内勉君
4番	江口祥子君	13番	下迫田良信君
5番	吉留良三君	14番	原口政敏君
6番	松崎幹夫君	15番	福田清宏君
7番	田中和矢君	16番	濱田尚君
9番	大六野一美君		

---

欠席議員 1名

8番 中村敏彦君

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	岩下麻衣君
補	佐	石元謙吾君	主	査	福谷和也君

---

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財政課	長	宮口吉次君	
副市	長	出水喜三彦君	市来支所	長	橋口昭彦君	
教	育	長	相良一洋君	教育総務課	長	瀬川大君
総務課	長	山崎達治君	消	防	長	谷口浩貴君
企画政策課	長	北山修君				

---

令和5年3月7日午前10時00分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1～日程第21

議案第1号～予算議案第8号一括上程

○議長（濱田 尚君） それでは、日程第1、議案第1号から日程第21、予算議案第8号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長福田清宏君登壇]

○総務厚生委員長（福田清宏君） おはようございます。私ども総務厚生委員会に付託されました令和4年度関係議案は、単行議案14件、予算議案4件の計18件であります。

去る2月21日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第1号いちき串木野市サテライトオフィス設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、サテライトオフィスの利便性向上を図るため、開館時間及び休館日について、改正しようとするものであります。

説明によりますと、開館時間をこれまで午前9時から午後5時までとしていたが、改正後は、午前9時から午後7時までとする。休館日をこれまで日曜日及び土曜日としていたが、改正後は日曜日のみとするのであります。

審査の中で、今回開館時間及び休館日を改正することで経費がどのくらい増えるのか、また、利用者数の増をどの程度見込んでいるのかと質したところ、経費については、人件費や光熱水費など約300万円の増を見込んでいるとのことであり、利用者数については、現在、閉館前の1時間の利用者が延べ284人、15%程度いらっしゃるの、この方々が引き続

き利用されると想定している。また、土曜日についても仕事の関係で利用されると考えているとの答弁であります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号から議案第14号については、各交流センター等の指定管理者の指定についてでありますので、一括して報告いたします。

この13議案につきましては、市内13の交流センター及び川上ふれあい公園の指定管理者として、非公募により、それぞれの地区まちづくり協議会等を指定し、指定の期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであります。

説明によりますと、今回の指定管理の更新に併せてこれまで管理人が常駐していた生福、冠岳、照島、旭、荒川の5地区については、効率的な運営の観点から、利用がない日は管理人を常駐させず、利用申請に基づいて開館する。

これに伴い、これまでの人件費・報酬を廃止して、他の地区と同様に管理事務費12万円を計上し、日常管理については、まちづくり協議会に補助する嘱託職員設置補助金を年間60万円から72万円に見直し活用していただく。また、交流センター地元負担金は廃止するとのことであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第8号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第9号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億5,842万8,000円とするほか、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正及び第4条で地方債の補正をするのであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

10款地方交付税の普通交付税3億7,972万円の追加は、基準財政需要額の増が主なるものであります。

18款繰入金2項1目財政調整基金繰入金1億6,496万1,000円及び同2目市債管理基金繰入金2億

400万円は、普通交付税の再算定等での追加に伴い財源調整のため減額するものであります。

21款市債は、事業費決定に伴う起債額の増加により20万円を追加し、本年度の借入総額を5億5,753万7,000円とするものであります。

なお、今回の補正により、令和4年度末の市債残高は179億8,275万3,000円の見込みで、前年に比べ17億5,099万4,000円の減となります。また、市債残高見込額のうち106億3,249万円、59.1%が交付税措置される見込みであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、2款総務費4項3目参議院議員通常選挙費は、事業費決定に伴い、408万8,000円を減額するものであります。

3款民生費1項4目老人福祉施設管理費の市来高齢者福祉センター空調改修事業148万5,000円は、2階大広間の空調設備が経年劣化により故障して使えなくなったため、現行と同様の天つり型の空調機に改修するものであります。

同じく4項1目災害救助費のり災救助基金積立金10万円は、令和4年9月18日に上陸した台風14号に対する全国市長会からの災害見舞金を基金に積み立てるものであります。

次に、第2条繰越明許費の補正は、市来高齢者福祉センター空調改修事業など12事業を追加し、翌年度に繰越して事業を行うものであります。

次に、第3条債務負担行為の補正は、今回議案として提案されている生福交流センターなど13件の指定管理について、令和5年度から令和7年度までの3年間の期間とその限度額を設定するものであります。

次に、第4条地方債の補正は、過疎対策事業債など3事業債の限定額を変更するものであります。

本案中、委員会付託分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第3号令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億9,079万6,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ42億628万7,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入において、4款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、保険給付費の増に伴う普通交付金2億546万3,000円の追加と、特定健診の受診者数の減少に伴う決算見込みによる特別交付金313万8,000円の減額であり、7款1項繰越金は、決算見込みによる前年度繰越金の追加であります。

歳出において、2款保険給付費は、決算見込みによる一般被保険者療養給付費等の追加であり、6款基金積立金1項1目国民健康保険基金積立金の追加は、令和4年度分の繰越金等を積み立てるものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第3号令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5,538万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,810万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において、2款保険給付費1億1,283万5,000円は、決算見込みによる介護サービス等諸費の減額であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第3号令和4年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ96万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,190万6,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分担金は、決算見込みによる減額であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件に

について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（濱田 尚君）** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第8号については、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第1号いちき串木野市サテライトオフィス設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号生福交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第3号冠岳交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第4号照島交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第5号旭交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第6号荒川交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第7号川南交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第8号川北交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第9号川上交流センター等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第10号本浦交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第11号中央交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第12号上名交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第13号野平交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第14号土川交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、国特予算議案第3号令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第3号令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第3号令和4年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長吉留良三君登壇〕

○産業教育委員長（吉留良三君） おはようございます。報告いたします。私ども産業教育委員会に付託されました令和4年度関係議案は、単行議案3件、予算議案1件の計4件であります。

去る2月22日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第15号町の区域の設定及び変更についてであります。

本案は、麓土地区画整理事業区域周辺部の大字上名について、町の区域を設定及び変更するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、今回の町の区域の変更により上名の字名、新開など14字が麓へ、上名の字名、釜牟田が日出町へ、上名の字名、五反田などの18字が浅山へ変更になる。また、町の区域の設定により、新しい町名として上名の字名内窪などの5字が小菌へ、上名の字名、七曲りなどの16字が大菌へ変更になるとのことであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、新たな奨学金制度「薩摩スチューデント奨学プログラム」の創設に当たり、現行の「いちき串木野市奨学基金」、「中島奨学基金」、「乗添奨学基金」の3基金を廃止し、「薩摩スチューデント基金」を設置するため、改正するものであります。

説明によりますと、新たに創設する「薩摩スチューデント奨学金」は、市と協定を締結した金融機関が低金利の奨学ローンを提供するもので、貸与額は高校生等は月額3万円、最大108万円。大学生等は月額5万円、最大240万円で、利率は経済情勢に応じて設置し、返済期間は10年間とする。借入金の返済に際しては、二つの奨学金返還支援制度を設け、金融機関等に返済した額を翌年度に補助する。

まず、薩摩スチューデント奨学金返還支援制度に



については、薩摩スチューデント奨学金を借り入れ、交流事業に参加した方を助成対象として、利子については全員、元金については学校卒業後10年以内に本市に居住し、県内企業に就職した方を対象に補助を行う。

その他の奨学金返還支援制度については、日本学生支援機構や鹿児島県育英財団の奨学金等を借り入れた方で、学校卒業後、本市に居住もしくは30歳未満で本市に戻り居住し、かつ市内企業に就職した方を対象に利子及び元金の補助を行う。

なお、奨学金の返済支援については、新たに設置した「薩摩スチューデント基金」を充てるとのことです。

審査の中で、奨学金返還支援制度について、市内への居住が条件というのは分かるが、就職先について、薩摩スチューデント奨学金の方は県内、その他の奨学金の方は市内が条件と、間口を狭くしている理由は何かと質したところ、薩摩スチューデント奨学金返還支援制度は、本市で育った方が本市へ戻る人材の還流を目的にしており、その他の奨学金返還支援制度は、本市出身者でなくても市内の企業に就職あるいは起業していただくことで、定住人口の増加を図ることを目的としているとの答弁であります。

また、単年度で30人ずつの借入れを見込んでいるとのことだが、基金の積立て総額は、当初予算を入れても4,700万円程度で寄附で確実な額を見込めないが、不足分についてはどのように基金を増やしていく考えかと質したところ、借入者30人のうち5人程度が市内に住んだと想定し、年間補助した場合の必要な金額は10年間で8,000万円ほどと捉えており、この10年の間に1,000万円ずつ積み立てていくことでその所要額は確保されると考えている。

積立は企業版のふるさと納税や一般会計からの繰入れを想定しており、一般財源で積み立てる部分については、国の特別交付税の半額措置を想定しているとの答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号いちき串木野市総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてで

あります。

本案は、パークゴルフ場の休場日等の変更及び回数券の種類を追加するため改正するものであります。

説明によりますと、年末年始の休場日12月29日から1月3日までを12月29日から1月1日までに変更する。開場時間については、午前9時からを8時30分からに変更し、また、閉場時間について7月から9月までを午後7時までとしていたが、7月・8月のみ午後7時までに変更する。

使用料については、複数回利用される方々の利便性の向上を図るため、新たな回数券を33枚つづり1万5,000円を追加するもので、令和5年4月1日から施行するとのことであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

予算議案第8号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第9号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入の主なるものについてであります。

15款県支出金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業費1,513万7,000円の減額などです。

17款寄附金は、教育支援寄附金1,000万円の計上、20款諸収入は、スポーツ振興くじ助成金1,600万円の計上です。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

6款農林水産業費の農業委員会費は、決算見込みによる農地利用最適化交付金事業126万6,000円の追加です。

同じく、農業振興費は、事業費決定による活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金1,746万6,000円の減額と、農地集積協力金事業は、荒川第二団地における農地集積に対する協力金699万3,000円の追加です。

同じく、土地改良事業費は、多面的機能支払交付金195万4,000円の減額です。

同じく、林業振興費は、捕獲実績に基づく有害鳥獣捕獲事業補助金510万8,000円の追加と、鳥獣被害対策実践事業補助金207万5,000円の追加です。

審査の中で、昨年の決算より捕獲数が566頭増加しているが、何が増加したのかと質したところ、鹿

やタヌキも増えているが、一番はイノシシの捕獲が増えてきているとの答弁であります。

同じく水産業振興費は、事業費決定による種子島周辺漁業対策事業費267万9,000円の減額であります。

同じく、漁港建設費は、羽島漁港地域水産基盤整備事業負担金774万円の追加は、事業費決定により総事業費が1,500万円から6,053万2,000円になったことによる負担金の増であります。

また、水産基盤機能保全事業負担金720万円の追加は、事業費決定により総事業費が5,000万円から8,600万円になったことによる負担金の増であります。

7款商工費の商工振興費は、地域間幹線系統確保維持費補助金368万8,000円の計上は、上川内・鹿児島線のバス運行に対する補助で、地方バス市内路線維持費補助金1,073万1,000円の計上は、羽島・土川線及び串木野新港線のバス運行に対する補助であります。

同じく、スポーツ振興費社会体育施設管理費396万2,000円の追加は、エネルギー価格の高騰により、光熱費が上昇したことに伴う8体育施設に係る指定管理者委託料の増であります。

8款土木費の砂防費県単砂防事業負担金210万円の計上は、大原地区花立の急傾斜地の法面の修繕であります。

同じく、港湾建設費は事業決定による串木野新港改修統合補助事業負担金160万円の減額であります。

10款教育費の教育振興費薩摩スチューデント基金積立金1,000万円の計上は、株式会社マリン工業からの寄附金を積み立てるものであります。

本案は、付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査結果の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（濱田 尚君）** これから産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**○7番（田中和矢君）** この中で奨学金の返済、奨学金制度について新たな制度を設けたと。これは非

常にありがたい制度でもあり、市の子どもたちのためにも役立つことではありますが、委員会の中で、これは今後借入れをする人にはもちろん対象になると思うんですが、既に県の奨学金とか日本学生支援機構とかこういったものを既に借りている、現在借りて返済をやっている方々のことについての質疑はなされなかったのだろうかということをお尋ねします。

**○産業教育委員長（吉留良三君）** その件については、質疑はなかったと思います。

**○議長（濱田 尚君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

まず、議案第15号町の区域の設定及び変更について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第16号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号いちき串木野市総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第8号について、討論・採決に入ります。

予算議案第8号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第9号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、2常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第22～日程第39

議案第18号～下水道予算議案第1号一括上程

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第22、議案第18号から日程第39、下水道予算議案第1号までを一括して議題とします。

これから質疑に入ります。

まず、議案第18号いちき串木野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号いちき串木野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号いちき串木野市児童館条例を廃止する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号いちき串木野市子ども・子育て会議条例及びいちき串木野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号いちき串木野市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号市道の認定について、質疑はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号いちき串木野市地方卸売市場条例及びいちき串木野市特別会計設置条例を廃止する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第1号令和5年度いちき串木野市一般会計予算について、質疑はありませんか。

**○7番（田中和矢君）** エネルギー関連についての洋上風力発電の調査研究事業ということで、来年度3,384万円組まれておりますが、このことについて洋上風力発電に反対するものでは全くありません。これが成功すると大変な事業になり、我が市においては素晴らしいことになると思って、大いに期待しています。

そうであっても、ちょっと質疑したいのは、このことで産業の拠点化を目指し調査研究を行うと。それから、令和4年から利害関係者から成る協議会を立ち上げていると。

さらに県及び関係自治体と連携を図りながら、事業実現に向け働きかけを進める。さらに洋上風力発電の理解促進に取組、市内全域の機運を醸成するというふうになっております。

このことについて異存はないんですが、ただ、金額について昨年度で3,970万円、次年度の予算で新年度で3,384万円。合計7,354万と大変な金額。昨年度の分は今質疑する内容ではありませんので、今年度のこの予算の3,384万3,000円というのは、いかにもすごい金額、市長の所信表明演説というんですか、この中でおっしゃったことに異存はないんですが、何にどのようなことで大金の3,300万円の金額が必要なのかということをお尋ねいたします。

**○企画政策課長（北山 修君）** 令和5年度につき

ましては、引き続き洋上風力発電によります環境面、経済面、こういったものの影響について、市民への理解の促進を図るということを考えております。

そういった中で、漁業協調、漁業振興策、こういったものを先進的なところの事例を調査しつつ市内の利害関係者の皆様と協議する。

さらに商工業関係になりますサプライチェーン、こういったものの調査、地域経済活性化策についても研究していきたい。

さらには、この洋上風力を活用した港湾利用、活用についても研究することとしております。

それと併せて令和4年度に調査実施しました調査結果につきまして、市内沿岸の皆さん、地区を中心に説明会を開催すると。

こういった事業を計画しておりまして、これらにつきましては、業者委託していきたいというふうに考えておりまして、その金額は約3,300万円程度ということになっております。

**○7番（田中和矢君）** 先ほど私が申し上げたことを説明していただきましたが、それはいずれも協議会、それから市民の機運を醸成する。県及び関係自治体と連携を図って実現に向けて働きかける。

全て何かをつくるのか、そういったものではなくて、推進的なのか、会を開いたりあるいは研究をするということで、こんなにもお金を毎年毎年かかるものかと思うんですが、市長、その辺のところをこれだけかかるという理由だけちょっと説明してもらえませんか。副市長でも。

**○副市長（出水喜三彦君）** 今、委託の内容を若干御説明いたしました。ちょっと再度になるかもしれませんが。

今現在の洋上風力については、令和4年度はこの協議会を立ち上げて、ゾーニングを進めてきて理解促進を図ると、これを主にやってきております。

今後は、県の情報提供の動向にもよってくるわけですが、これをさらに進みを加速させるとすると、後には、促進区域であるとか法定協議会とか、そういったことが想定されます。

その中においては、漁業の振興でありましたり、洋上風力の設置に伴う地域振興、こういった具体策

を事前に市においても調査研究していく必要があるのかというふうに思います。

また、港湾の利用でありましたり、サプライチェーンと言いましたが、洋上風力の設置に伴ってどういった経済効果があるのか、これを今年度以上により具体的に作る中で、この進みを加速させていきたい。

そこには、そういった数値を含めて専門的な要素がございますので、委託という形で実施したいというふうに考えています。

なお、今回上げております予算金額につきましては、国の補助金によりまして、10分の10が措置されるところでございます。

**○7番（田中和矢君）** 今の副市長の説明で大まかに理解はいたしました、その中でも補助率が100%、総務費国庫補助金ということでやっているから構わないんじゃないかなというようなことではいけないので、何をやるにもやはりお金はなるべくかけないで大きな効果を生むような、特に今聞いておりますと、会議とか協議会とか調査研究とか、そういうことにこんなにお金をかけないでもできるんじゃないかなと。税金ですから、幾ら国の補助率100%とはいえ。

そういったことも考えて、有効な税金の使い方を検討して、効率のいい洋上風力発電の実現に向けてやっていただきたいと思います。

**○議長（濱田 尚君）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** ほかに質疑なしと認めます。

次に、国特予算議案第1号令和5年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第1号令和5年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、後特予算議案第1号令和5年度いちき串木

野市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、水道予算議案第1号令和5年度いちき串木野市水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認めます。

次に、下水道予算議案第1号令和5年度いちき串木野市下水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっている議案のうち、予算議案第1号から下水道予算議案第1号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（濱田 尚君）** 異議なしと認めます。

したがって、予算議案第1号から下水道予算議案第1号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、ただいま議題となっている予算議案第1号から下水道予算議案第1号を除く議案の付託については一時保留いたしますので、御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

**○議長（濱田 尚君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、予算審査特別委員会委員長に松崎幹夫議員が、副委員長に江口祥子議員が選任されましたので、報告いたします。

先ほど議案の付託について保留いたしておりました

たが、ただいま議題となっております議案については、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

---

△散 会

○議長（濱田 尚君） 本日はこれで散会します。

散会 午前11時01分